

## 水道決算審査特別委員会会議録

平成16年6月9日午前9時から委員会室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎小野 隆雄      ○中川 靖広      嶋田 善行      飯高 昭二  
坂口 徹      三木 誓士      里川宜志子  
浅井議長

### 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 助 役       | 芳村 是  | 収 入 役     | 中野 秀樹 |
| 総 務 部 長   | 植村 哲男 | 上下水道部長    | 池田 善紀 |
| 上 水 道 課 長 | 水田 美文 | 同 課 長 補 佐 | 勝間 基好 |
| 同 課 長 補 佐 | 井上 究  | 下 水 道 課 長 | 谷口 裕司 |
| 監査事務局書記   | 佐藤 滋生 |           |       |

### 3. 監査委員

代表監査委員 辰巳 忠次  
監 査 委 員 松田 正

### 4. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆      同 係 長 猪川 恭弘

### 5. 審査事項

別紙の通り

議 長 開会（午前9時00分）  
署名委員 中川委員、嶋田委員

議 長 おはようございます。  
本日、水道決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本会議から付託を受けました認定第2号、平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

（午前9時 1分 休憩）

（午前9時 2分 再開）

議 長 再開いたします。  
休憩中に互選をいただきました結果、委員長には小野委員、副委員長には中川委員が互選されましたので、お二人にはよろしくお願いをいたします。

それでは、小野委員には委員長席にお着きをいただきます。

暫時休憩をいたします。

（午前9時 3分 休憩）

（午前9時 4分 再開）

委員長 再開いたします。  
皆様のご推挙によりまして、水道決算審査特別委員会委員長を努めさせていただきます。中川副委員長とともに委員会の運営にあたらせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いをいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査が出来ますようお願いをいたしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。  
中川委員、嶋田委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしく  
お願いいたします。

町長は病氣療養中ですので、始めに助役の挨拶をお受けいたします。  
芳村助役。

( 助役あいさつ )

委員長       それでは、本会議から付託を受けました認定第2号、平成15年度  
斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長       それでは最初に、辰己代表監査委員さんから決算審査意見書に基づ  
く報告を受けた後、委員皆さん方から意見書に対しておたずねしたい  
ことがありましたらお受けしたいと思いますが、これにご異議ござい  
ませんか。

( 異議なし )

委員長       それではそのように進めてまいります。  
まず、最初に辰己代表監査委員から決算審査結果に基づき、ご報告を  
お受けします。

代表監査  
委員       着席したままさせていただきます。それでは平成15年度斑鳩町水  
道事業会計決算審査意見を申し上げます。審査の結果につきましては、  
既に皆さん方のお手元にお持ちいただいております意見書のとおりで  
ございますが、少し補足をしながら説明申し上げたいと思います。審  
査の概要でございますが、助役の方からお話ありましたように、去る  
5月18日上水道に往査いたしまして、また、その後水道部より色ん  
な提示のあった各種資料、その他の分析等行いました。5月26日最  
終の意見をまとめたわけでございます。審査の手続きはそこに記載さ

れております通り、平成15年度水道事業会計が関係法令に準拠し、法令に規定なき事項については一般に公正妥当な会計基準に従って前年と同一の会計処理が行われているかどうか、また、決算書類の表示は利害関係者の判断を誤らせないように、用語様式が関係規則に従って明瞭になされているかについて、記載の通りの監査手続きを実施致しました。さらに水道事業という住民の生活に欠かす事のできない公共的事業であるところから、経済性を発揮して運営され、費用収益及び資本の認識において、利用者の負担料金あるいは財政の援助、どうあるべきかについての分析的な手続きも合わせて実施いたしました。審査の結果は2ページの冒頭に書いてありますように、平成15年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令及び公正な会計基準に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適性に表示しているという事が認められました。以下若干補足をしながら申し上げていきたいと思っております。まず収支の状況でございますが、そこでは収益的収支につきましては前年度と当年度の損益計算書の比較、収益的収入及び支出につきましては予算対比で示してあります。損益計算は営業収益あるいは営業費用共に前年度より比較致しますと減少しておりますが、営業費用の方の減り方が大きかった為に前年度の赤字決算から当年度はわずかでありましたが、黒字の決算になりました。損益計算については後ほどもう一度また申し上げたいと思っております。収益的収支でございますが、これは税込みで予算と決算額の対比がしてあります。収益的収入の方はわずかでありましたが、予算を満たす、ほぼ予算に近い額の収益があげられております。しかし、費用の方は予算に対しまして3,260万9千円の不用額が計上されております。平成14年度は収益的収入は1,834万3千円の未達があったわけですが、当年度はかなり目標値に近い収益が得られた、ほぼ目標値に近い数字が達成されたという風に思われます。費用の方につきましてはほぼ前年、前年も3,300万円の不用額がありましたので、ほぼ変動がない数字だという事になります。この予算に対して達成しているかあるいは不用額が出たかどうかという事でございますが、この費用の

方は前年が3,300万円、当年は3,200万円の不用額が出てるといふ事でございます、これは予算超過が出ると困るといふ事の為にやや多めの費用予算を組んでいるのだろう、という風に思われます。といった点から見ますと予算現額の所ではこのまま予算通りいきますと大幅な赤字になると。かなり厳しい予算であるといふ事になります。2千万円位の予算でいくと赤字になるといふ事になります。この予算については一般事業会社あたりではこういった赤字の予算は組めません、赤字で組んで赤字でいってしまいますと潰れてしまいますから、赤字の損益予算なんか組めないわけではありますが、これは公営企業の特異性といふ事でこういった予算組んでおられますが。願わくば損益ゼロの予算でいきたいなど。そして費用の不用額が出れば黒字になるといふのがいいのではないかと思います、この辺の予算については、町の一般会計の時にも私は申し上げてるんですが、一般会計ではなるだけ不用額が出ると不用額調書を書かないといけないといふ事になるんですが、始末して儉約して不用額が出てもいいのではないかと私はいつも申し上げております。しかしこういった企業会計の場合は逆でありまして、なるだけ節約していこう、合理的にやっていこう、と思ひますとあんまり余裕を持たすよりもギリギリの予算を組んで、そして何とか守っていこうといふ方がいいのではないかと。それをもし、ギリギリの予算を組んでなお且つ足りないといふ時にはむしろ補正をするといふ方が本当に合理的な運営ができるのではないかと、いふ風に予算の所では思ひます。本来はそういった発想があるべきではないかと、思ひます。それから資本的収支でございますが、この項も予算に対しまして資本的収入は案外工事負担金、新規加入といふんですか、加入戸数が増えたといふ事でございます。工事負担金、加入分担金この辺が相当増えて予算を超過しております。資本的支出の方は建設改良費、これが不用額が1,600万ほど出ておる。こういった事で資金収支にはかなり資本的収支が予算よりいい数字になっておりますので、資金留保には効果があったのではないかと、思ひます。設備の状況であります、前年は第1浄水場の更新、整備といふ事があり

ましたので、相当高額の支出があったんですが、当年度はそこに書いてありますように取水井戸の整備あるいは老朽管更新というところで一般的な設備の更新でありまして、前年よりかなり少ない金額の支出となっております。先程お話ありましたように、この老朽管の更新につきましてはかなりの未更新区間があるようでございまして、相当の更新費用が要るだろうという事になろうかと思っておりますが、そういった問題の資金をどう調達するか、という問題はかなり難しい問題であろうかと思っております。その辺はまた後ほどもう一度申し上げたいと思っております。それから業務の執行状況でございまして、前年と同様、給水戸数は相当増加しておりますが、給水量は逆に減少している、これは節水意識あるいは節水器具の普及といったような事の総合的産物であるだろうという事を言われておりますが、県水比率につきましては若干上がってます。これは一時的に取水設備の故障があった為にちょっと県水をたくさん使ったという事のようにございまして、それから有収率が94.5%、これはかなりかつてないほどの効率、いい数字になっておりますがこれはこれで喜ばしいという事になるわけでございまして、聞きますと水道のメーターというのは古くなるほど回りにくくなるんですか、何かそういった面があるようでございまして、必ずしもこの数字が挙がるというのは、漏水がそれだけ減ったというような結論ではないようであります。しかしそれはなかなか分析できないわけでございまして、そういった面があるのか、漏水が減ったのかどっちにしても形式的にはいい数字に挙がっているという事になろうかと思っております。それから(4)経営成績でございまして、これは一年間の損益計算、利益がどうした原因で生じたかというものを表したものでございまして、11ページの第5表に比較損益計算書で示してありますが、先程申し上げたように減収ではありますが、費用がそれ以上減ったという事でございまして、5ページの下の所でございまして、配水及び給水費で、617万8千円の増加が見られるが、これは配水管の管路情報構築費用、1,438万5千円が入っておりますので、営業費用は逆に増えたというような結果になっております。しかし、同額の一般

会計からの支出がありまして、これが営業外収益に入っておりますので、その辺を修正いたしますと営業費用、営業利益はもう少し上がるという事で、一般会計からもらった補助金が営業外収益にあがっている。出ていく費用は同額、営業費用で出ておりますので、営業利益の段階でそれだけ少なく表示されてるという結果になります。その比較損益計算書では今申し上げましたように営業利益が去年の3,270万から今年の5,809万という風に約2,500万円増加しているのですが、今言ったような事で1,438万5千円営業費用が余計に上がっておりますのでもう1,438万5千円営業利益が増えたという面と、もう1つそこに6ページの7行目辺りに書いてあるのは資産減耗費、これは先程助役が言われたように5千万ほど減っておるんですが、実際にはそこに書いてありますように、費用予算の不足で1,200万円ほど資産減耗を落としてない部分があるという事でございまして、それを引きますと差引2,700万円位が前年度より営業利益が本当は増えたという数字になるだろうと思います。それから財政状況、これは要するに過去からの資金の調達、運用形態といったものを貸借対照表という形で示してあるわけでございます。12ページの第6表見てもらいますと、前年度、当年度の貸借対照表が比較されております。流動資産は4億7千万円減少しましたが、これは前年度に第1浄水場の工事の未払い金にあがっておりまして、預金を取崩してそれを充当したという事で流動負債が5億8千万円減少している、両方とも減ったという事でございます。それから資本については自己資本金は追加出資がありませんので、変動はありません。借入資本金は借換債4,320万円、上水安全対策債1,700万円、合計6,020万円の新規起債がありましたが、繰り上げ償還3,793万円を含む1億4,605万の償還が行われました。期末の借入資本金は前年度対比8,586万円減の20億3,758万円という風になっております。町債の残高などにつきましては、一番最後のページの第9表の所で数字の毎年度末の企業債の予定残高、償還及び年度末残高の予定額、それからその推移をグラフで示しております。こうい

った事で貸借対照表の総資産は前年比4億6,550万円減の59億8,799万円というのが、総資産、総運転資本であります。約60億の運転資本をかけてその経理をしているという事でございます。この6ページの一番下から書いてありますように、60億の投下資本を要する、一般の事業会社で言うとかかなりの巨大な経営規模になると。住民一人あたり20万8千円、給水家庭一戸あたりで割りますと61万円のもとがかかっているという事で、それから60億の資本に対しまして7億いくらの年間の収益でございまして、年間12.6%の総資本に対して営業収益が上がっている。7億いくらで60億をまわそうとすると、平均約8年間かかるという事でかなり資本効率の悪い事業だという、この辺から見たら資本効率が悪いな、公営企業というのは非常に不効率な事業になるな、という事になろうかと思えます。それから先程の収支の状況では資本収支と収益収支が示されておりますが(6)キャッシュフローの状況であります。13ページにありますキャッシュフロー計算書、要するに収益的収支も資本的収支も合わせて当年度の資金がどういった形で入ってきたか、そしてどういった所に出ていったか、という事を示してあります。通常は営業取引によって獲得した資金、現金同等物、通常は投資活動がどんどん出ていきますので営業資金から投資活動にいくらか出す。それで余った分は資本が増えるか、財務取引と言いまして借入金を返済する、あるいは営業による獲得した資金よりも投資による資金の方が多ければ足りなくなりますから、追加の資本を出資すると、あるいは借入金で行う、そういった形になるわけでありまして。通常は営業のキャッシュはプラスになって投資活動はマイナスになって、その差額がどれ位あるかという事で資金収支がどの位余裕があるかどうかという事を一般に見るという事になっているわけでありまして。キャッシュフローの意味と言うんですか、機能はそういった事で、当期は資金流入額2億1,537万円、これが営業活動によります資金の入りであります。それから固定資産の当期大きな支出はあまりないんですが、昨年度の工事未払い金、残ってございました工事未払い金に5億4,300万円充当されてお

まして、差引投資活動で6億9,800万円ほど資金が出ております。そこで4億8,299万円の営業収入と投資支出でマイナスになっている。この分を工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額、実際に受贈財産評価額というのは資金が動かないんですが、投資支出と両立になっておりまして、これで1億1,800万円という資本収入があったんですが、借入資本金8,586万円これを返済しておりますので、結局4億5,079万円の資金が出ていった、前年度の7億4,213万円からそれだけ資金が減って年度末の資金は2億9,134万円という風になっております。この辺の長期財政も先程と一緒に後ほどもう一度少し申し上げたいと思います。(7) 損益分岐点分析、これは幾らの営業収益があれば損益がゼロになるかという、分岐点はどこになるかという事を表すものでありまして、通常経営計画あるいは利益計画、費用を固定費と変動に分けて幾ら位の営業収益があればペイするかという事を計算するというための分析処方であります。当年度の固定費は3億6,114万円、前年度の4億1,534万円から大きく下方に下がった、要するに固定費の額が非常に低くなったという事で、体質改善が図られつつある、要するに企業体質、ものすごい売上げを重ねないとやっていけないというような体質ではなしに、少ない収益でも何とかまわしていける、という風に体質が変わった、こういったようになろうかと思えます。しかしその損益分岐点が前年度は8億1,279万円という風に一応その表ではなっているんですけども、前年度は本当は臨時的な費用であります資産減耗費が7,237万円入っております、それを除きますと損益分岐点去年も6億9,198万円、約7億あったという事から言うと当年度と前年度は損益分岐点ではそう変わらない、7億位あれば何とか損益ゼロで回るというような数字になるかと思えます。年々固定費は下がってきておりまして、費用節減をなさっているからだと思いますが固定費が下がっております。長期推移表なんかを見せてもらいますと固定費は下がっていくという計算になっているんですが、人件費は若干上がるのではないかと見ておられます。人件費は前にも申し上げたんですが、8

ページの2行目辺りに書いておるんですが、固定費の中の30%近くを占める人件費であります。現在の水道会計では実際費用、実際原価の計算をされておりますので、要するに誰が水道課に所属するか誰が配属されるかで人件費は変わってまいります。だから人件費の高い人が水道部へ大勢行かれると固定費の人件費がうんと上がる。比較的安い人が配属されたら安くつく、こういったような誰が行くかで変わるというような、性質があると言うのか問題と言えます。そう言ったように実際費用、実際原価で計算するとそういう風になります。そこに書いてありますように、理想を言えば町の平均値の賃金を人数分だけ払ってやる、一般会計でそれを支出をしておいて一般会計に戻してやるというのが、本当はそういう風にしてやるのが一番いいのではないか。ただ、会計的にそういう事がこういう公営企業会計でできるかどうかという問題がありますので、そういった問題をクリアできれば本当はそうしてやれば極端に人件費が上がったり下がったりするという事はないわけでありまして、そういった平均賃金を支出するかあるいは実際払っている賃金との差額を町の方の一般会計から負担してやるか、何かそうするとそういった人件費についての、誰が行くかで変わるというような問題はなくなるという風になるわけでございます。しかしその辺はできるかできないかの問題がありまして研究してみないといけない、という事であろうかと思っております。私が申し上げているのは全てそういった事でありまして、こうなさいとかこうすべきであるとは言っておりますが、いろんな規則、法令がありますので、そういった問題は研究なさらないといけないという事があります。できればそうされたらどうか、という風に申し上げているわけです。

最後にまとめでございますが、書いてありますように、長期財政推計表によりますと、現状の給水収益、年々幾らかずつ下がっていきま、そういった低下傾向が続いていくという事でいきますと、しばらく見積もっておられる、あるいは予定しておられる収支表でいきますと赤字が若干続くな。それから平成22年以降は、次の大きな設備の更新をしないといけない、北部配水池の整備をしないといけない、

そんな辺りから減価償却費の負担が増えて参ります、予定計算でいきますと3,000万円前後の毎年欠損が出るのではないかという風に推計されておられます。そうしますと資金収支、要するに資金繰りです、資金繰りがどうなるかという事でございますが、平成20年頃からかなり資金が足りなくなる、一番後ろのところで、15ページに企業債、ここでは要するに企業債が新規の起債と償還していくと毎年幾ら残るかという数字と現在手元に、補填財源と書いてる所、現金あるいは給水未収金、それらを資金あるいは資金に使えるような流動資産を合わせたものであります、平成19年度では1億3,700万円、それが平成20年度では7,700万円、この辺になってきますと資金繰りの関係で一時的に不足するような事が起きたりするかも分かりませんので、この時点ではかなり資金が足りなくなる、という事になって参ります。しかし右側を見てもらいますと、要するにそういった企業債の残高から年度末の財源を引きますと純粋に幾らその借金が残るのかという事の数字でいきますと、そのグラフで見ても分かりますように、点線のグラフでございますが、そんなに増えも減りもしません、ほぼ横ばい。企業債だけがどんどん減っていく、これは企業債の償還が去年も申し上げましたように、28年であるとか30年で返済するんですが、配水管は40年で減価償却するという事で、そうした投下資金の回収が、収益によって行われる回収がそれだけ後にずれるという事で理屈的には資金が途中で足りなくなっていくという風な事になるわけでございます。そういった所で途中で資金が足りなくなる分は何かしなければならぬ、理屈から言いますと8ページの下から7行目位に書いてあるんですが、超長期の期間、長い長い期間で見ますといずれ借入金完全に返済してしまいますと、この理屈からいきますと徐々に資金は埋められていくかも知れない。その間にしかしどうしてもつなぎ資金が要ると、そうするとそこに書きましたように一時的に借替資金で借入金を調達するか、あるいは一般会計から追加して出資するかあるいは利用料金を改定して料金による収入を増やすか、あるいはこれらのものを組み合わせるというよう

な事にしないと仕方がない。そういった事をどうやって組み合わせて資金調達するか、という事をしていかないと資金は一応足りなくなる。しかし設備投資、設備更新が絶えず回ってきますのでどんどんどんどんそういった設備更新が1億5、6千万円みておられますが、何かの加減で2億も2億5千万も要するという事になってまいりますと、どんどんもっと資金が足りなくなる、長期で見るといずれか資金余ってくるというけれどもエンドレスで永久に続くかも分からない、というような問題もあるかも分かりませんが、簡単にそんな事は決められないんですが、理屈的にはそうなるという事でございます。それから9ページの頭に書いてありますけれども、全額料金改定で行おうとすると、足りなくなっただけから急にやる場合には8.6%位、それから今からでも上げていこうとすると料金改定だけで上げていくとすれば5.1%の料金改定をしないと資金繰り的には足りない、こういった事になる、その計算値からいくとこうなるという事でございます。それから損益計算、これ去年も少し申し上げたと思うんですが、若干の赤字が続いてやがて赤字が大きくなるという事でございますが、損益があんまり利益剰余金がよくない。その利益の蓄積がないという事で一見思われるんですが、12ページの貸借対照表を見てもらいますと、一番下の所の利益剰余金の欄、去年は欠損が出ましたのでマイナス623万3千円、今年は前年度の繰越欠損に当期の利益を充当しますと1,198万5千円の欠損金がある、利益剰余金から積み立てとりますと減債積立金というのがあります、それを引きますとわずかですが、246万5千円、これだけ過去の利益の蓄積があるという事になります。ほとんど水道はこれだけを見ると儲かってない、損益ゼロで走ってるという事になるんですが、しかし昨年自己資本金に1億5千万円、建設改良積立金でしたか、これを造成資本に組替えておられます。だから本当はもう1億5千万利益剰余金が残っておったはずなんですが、資本金に変わっているという事で本当は利益の蓄積はあるという事になるんですが、損益計算、去年も申し上げたんですが新規加入、新規給水受けられる所からは資本に入れている加入分担金と利益の方

に入れております給水負担金とがあるんですが、加入分担金は利益ではなく資本に直接入れていくという事で、資本金の所の資本剰余金の所に直接入って参ります。だからどんどんどんどん毎年その工事負担金が膨れ上がっていきます。これは利益を一旦通りません。直接資本が増えていくという事。こういった工事負担金、今の加入分担金ですね、これを資本と見るか利益と見るか、というのは非常に公営企業会計の書物を読みましても色んな見解がありまして、水道事業会計、何か日本水道協会か何かではこれを資本に入れましょうという事になっておりまして、その会計処理をなさっているんですが、これを利益に入れますともっと利益が出てくるという事になります。赤字であるか黒字であるかというのは、その辺をどう見るかという事を一緒に勘案しながら見ていただかないと、儲かってない、儲かってないと言うけれども加入分担金は片一方ではどんどん貰って、資本が増えていくという面があります。9ページの上から真中辺りに書いておりますが、会計では資本と利益は厳密に区分しなさいという事になっている、企業会計ではね。それはなぜかと言うと資本というのは株主が自ら出したものであるとか、あるいは資本不足を補うためにどこかから贈与でもらった。そういったものはあまり一般にはないんですが、贈与剰余金、そういったものは資本だ、という風に会計では言われている。なぜ資本にするかと言うと、それを利益に入れてしまいますと、そこから配当に出ていたり法人税の課税があったりして、税金で出ていきますと資本不足を補うために出した資本が、社外へ流出してしまいますと資本の意味を持たないという事で、利益からなる剰余金と資本からなる剰余金は区別しなさいという事になっている。それは何故かと言うと、法人税の課税だとか配当金の支払いだとかいう問題があるからでありまして、公営企業にはそういった問題がありませんので、あんまりそこまで厳密に資本と利益を区別しなければならないというような事は考えなくてもいいのではないかと、いう事を書物にも書かれてあります。そういった点を勘案いただいてその赤字か黒字かという事を判断いただければ、という風に思います。その辺のところ、

加入分担金はどういう性質かという事を9ページの真中の所にくどくどと載っておりますが、説明しております。お読みいただければと思います。それから細かい点ではありますが、未収の、要するに給水の未収金ですね、未収金が、延滞未収金ですとか、そういったものが絶えず残ってくるのですが、これは町の方の未収の税金なんかによく似ておると思いますが、倒産してしまったとか、或いは転出してしまっ、行方が分からなくなっているというのが多いですが、中には現在、まだ給水を受けておられるというのに、延滞しておられるという方も時々見受けられる。なかなか難しいですね、本当は。給水をストップしたらどうかと言うことになるんですが、なかなかそこまで、一部支払になっているという、あまり止めにくい。そこで水道の方では、督促をする、催告をする、それから訪問催告をする。そして、停止予告をして、最後に停水をするということになって、なかなか停水まで行くというのは少ない。だからこの辺は利用者の方のいろんな都合もあって、簡単に行かないでしょうけど、やはり、ある程度は今、そういったことで、今のやり方でおやりになっているんですが、何かそういう処理基準を設けられて、こうしますと止めるんですよということをおある程度オープンにするとか、法令的な規則は作られないでしょうが、水道部としての処理基準をお作りになって、うちはこうやっていますよと言って、それを守ってもらうということをしていくということで、延滞をなるべく減らしていくというようなことがして行かれるべきではないかという風に思います。

最後に、もう一度先ほどの損益の計算でございますが、資産の除却、減耗除却、減耗損が1,200万、未処理で残っておる。だから、この1,200万を処理いたしますと、800万の利益は逆に、300、何万赤字になる。黒字が赤字になるということは、相当大的な問題でありまして、一般の事業会社で監査意見を出すときは、不適正といわなければならないということになるかわからない。そういった決算書を見られた方が黒字だという風に見るのか、たとえ小さい金額であっても与える印象が大きく変わりますので、非常に問題だということに

なるんですが、これはなぜかという、要するに資産減耗費の費用予算が足りないということで、一部来年に持ち越したというようなこと、単純な理由で、このへんはまだまだ、配水管の重複して資産に上がっているというものが幾らかあるという風に言われております。それを早急に調べられて、落とすものは落とさないと言えませんが、いつも申し上げておるので、こういったものを処理していこうと思いますと、資産の減耗の予算は、やはりそれだけのものを採っていかれて、どんどん処理をされていくということですね。ここに書いてありますように、配水管の実際にあるものと台帳と一致させるということが、緊急の問題ではないかという風に思われます。

これも研究して欲しいと申し上げておるのですが、5年経ちますと不納欠損で長期未収、要するに行方不明であるとか、倒産してしまわれたような所は、5年経ちますと損失に落とす。当期も150万2千円の過年度修正損ということで落としている。実際に損失が発生しているのはもっと前なんです。事実が発生しているのはもっと前なんです。一般の企業会計ではそういったものは事実の発生した年度に処理しましょうと、そうでないと、架空の未収金が残っているということになりますので、企業の実態を現していない。ただそういったことを簡単に出来るかどうかという、公営企業規則だとか、その辺に何とも書いてありませんので、処理すべきであろうと会計論からいうと、そういうことになるのですが、出来るかどうかというのはむずかしい所で、その辺は、回収不能見込額というのをあらかじめ設定して、それを未収金から控除して表示すべきであるのですが、そういったことが出来るかどうかということが、どこにも規則には書いておりませんので、研究なさって、出来ればそういう風になさった方がいいのではないかと書いてあるところでございます。

要するに毎年経常的に発生するものが特別損で、そういった過年度損益修正ということになりますと、何かあったのかなという風に、これだけを見た読者は思うわけでありまして、適切な表示をしていくというには、必ずしも言えないというようなことで、そういったことを

書かしてもらった訳です。

以上、経営成績、財政状態に付随しまして、むすびで申し上げております。先ほど申しましたように、これは一つの私の意見でありまして、研究してもらわないとその通りできるかどうか、分かりません。そうしなければならないと、そうしなければ違法であるというものでは決してありません。私の企業会計の監査だとか、指導だとか、長年やってきておりますが、そういった観点から見た場合に、こういった様に思いますという、ひとつの見解を申し上げておる訳でございます。そういったことを工夫していただきまして、研究していただきまして、少しでも事業が効率化、合理化するように、そういったことの参考になればと思います。

また、何か疑問がありましたら、お聞きいたしますが、以上でございます。

委員長 辰己代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。ただいま報告を受けました、決算審査意見書について質疑があればお受けします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
辰己、松田両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰己、松田両監査委員さんには水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきましてありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。

す。暫時休憩をいたします。

( 監査委員退席 )

委員長

再開いたします。

それでは、平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。要点を簡潔にお願いします。池田上下水道部長

上下水道  
部長

平成15年度斑鳩町水道事業決算書の説明に入るまでに、決算書が消費税込みと消費税抜きの調書となっていることから、委員皆さんにはご承知のこととは思いますが、再確認の意味も込めまして、まず、決算書消費税区分一覧表を、別冊決算資料1として提出させて頂いておりますが、頁毎に区分を申し上げます。

(資料1により説明)

上下水道  
部長

それでは、平成15年度斑鳩町水道事業決算書の説明をさせていただきます。

まず、12ページをお願いします。1の概況につきまして、ご説明申し上げます。

(1) 総括事項のうち、ア、業務状況につきましては、朗読をもちましてご説明といたします。

(決算書の業務状況朗読)

上下水道  
部長

次に、イの、建設改良費につきましては、14、15ページの建設改良工事の概要で説明させていただきます。

配水設備改良費の上水安全対策事業では、神南5丁目の昭和団地の大和川堤防沿いを、前年度の残り部分、及びいかるがパークウェイで、

合計 2 件を実施しました。

測量設計委託としては、いかるがパークウェイ分であります。

老朽管更新事業では、石綿セメント管の布設替えとして、龍田西 2 丁目、龍田大橋から西の山住宅及び五百井の東側の興留 1 丁目で合計 3 件を実施しました。

委託については、法隆寺 1 丁目、及び以前から要望のありました目安地区及び興留の合計 3 件を実施いたしました。公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事では、西里地域で 4 件、委託では同じく西里地区で 2 件を実施しました。

公共受託では、県事業の法隆寺門前整備に伴う工事と、町の法隆寺・藤ノ木線及び小吉田で合計 3 件、委託では、法隆寺門前整備、法隆寺・藤ノ木線の 2 件であります。

なお、下水道関連及び公共受託工事ともに石綿管や塩ビ管を鋳鉄管に更新しており、水道課にとっても効果のある工事となっております。

また、施工にあたっては、震災等突発的な配水管事故での断水区域の範囲を出来る限り縮小するため管路のループ化及び仕切弁の設置等管網整備に努めているところであります。

なお、配水設備改良費の計では、1 億 1, 4 7 4 万 5, 1 5 0 円あります。

1 5 ページの取水整備費では、取水井戸のポンプやケーシングの老朽に伴う取替え工事等を実施し、費用としては、2, 3 2 7 万 4, 9 0 0 円あります。

次に、1 2 ページをお願いします。

ウ、の財政状況につきましては順次決算書の中で、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、下から 1 0 行目でございます。「その結果当年度の経常利益は」の経常利益を純利益に、ご訂正よろしくお願いたします。

次に、1 3 ページをお願いします。議会議決事項の説明をいたします。

認定第 2 号、平成 1 4 年度の斑鳩町水道事業会計決算の認定について

てであります。

報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてであります。これは、2ヶ年継続事業の第1浄水場整備工事の精算報告であります。

承認第8号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号））についてであります。これは、公営企業金融公庫の企業債の借換え債として、4,320万が許可になった事により、専決処分させていただいたものであります。

議案第43号、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。これは、平成15年度緊急地域雇用創出特別交付金事業として、水道管路情報構築事業が追加要望として、認められた事により、1,521万円の増額補正をお願いしたものであります。

議案第54号は、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。これは、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の補正予算であります。

議案第8号、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。これは、上水安全対策として、1,700万円の起債が許可になった事による補正であります。

議案第15号、平16年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

いずれの議案につきましても、満場一致で議決あるいは、御承認をいただいております。

次に、職員の配置状況であります。平成16年3月31日で業務が6名・工務給水が4名・浄水で1名の正職員11名と臨時職員として浄水で5名であります。

なお、浄水の臨時職員につきましては、現在3名であります。3月31日で2名が退職する為に、新に採用する2名を浄水の仕事を見習う為、3月から採用した為であります。

次に、16ページをお願いします。業務量に関する事項の説明をさ

せていただきます。

行政区域内人口については、平成16年3月31日現在の人口28,834人であり、昨年度より25人の減少となっております。

しかしながら、年度末契約件数については件数で前年度より126件の増加で9,809件であります。

給水能力については、日当り、1万6千 $m^3$ となっております。

年間総給水量については、前年度より8万5870 $m^3$ 減少の340万3,370 $m^3$ であります。

県水受水量については、前年度より3万7,297 $m^3$ 減少の229万605 $m^3$ で、依存率は67.3%となっております。県水の受水量につきましては、目安の宮の北井戸の故障により当初の契約228万 $m^3$ より多い受水となりました。

年間有収水量については、前年度より5万8,586 $m^3$ 減少の321万7,225 $m^3$ であり、有収率は前年度より0.6%増加の94.5%であります。

ちなみに、平成14年度決算での奈良県平均は91.4%、全国平均は89.2%となっております。

この有収率につきましては、水道経営、特に給水原価に大きく左右されることから、今日まで議会及び監査委員から強くご指摘をいただいているところであり、漏水調査を毎年度実施してきた結果、平成11年度では87.8%で、県内平均を下回っていましたが、先程申し上げましたように、平成15年度では、県内平均を上回る94.5%であり今後におきましても、前年度に引き続き実施しながら、早期発見、早期補修に努め有収率向上に努めてまいる所存であります。

1日最大給水量は1万792 $m^3$ で前年度より529 $m^3$ の減少であります。

一日平均給水量については9,299 $m^3$ で前年度より261 $m^3$ の減少であります。

自己原水取水量につきましては、前年度より7万7,600 $m^3$ 減少の115万3,743 $m^3$ であり、これはポンプ等の故障により井

戸の修理が多かった為であります。

供給単価であります。前年度より1円49銭減少の1立方メートル当たり227円58銭であります。これは先程説明しました有収率の向上によるものであります。

給水原価につきましては、1立方m当たり241円96銭で、前年度に対して9円33銭の減少であります。減少の理由につきましては、特に、分子である経常経費が資産減耗費の減少、分母の総有収水量が先程申し上げましたように、減少となったためであります。18ページの下段に④給水原価構成をお示しいたしておりますが、中ほどの資産減耗費が前年度より約5,000万円減少しております、これは平成14年度で第1浄水場の整備が完了した事によるものであります。

次に、17ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項の①水道事業収益であります。前年度より151万204円減少の7億9,032万3,609円であります。

主なものでは、1営業収益の(1)給水収益では給水量の減少により、1,823万1,120円の減少の7億3,216万6,839円であります。

(3)その他の営業収益では、手数料や給水負担金の増加により、431万6,854円増加の2,021万1,594円であります。

2、営業外収益は前年度より、1,167万5,562円増加の、3,622万8,676円あります。

これは、緊急雇用対策として実施する事業費の補助金が新に追加になった為であります。

(3)雑収益は、自動車の損害共済金、コピー代金、前年度の消費税還付加算金等あります。

なお、別添の資料3に平成9年度からの事業収支の推移をお示しいたしておりますので、ご参照ください。

②の水道事業費用は、前年度より4,309万8,591円減少の7億8,162万5,787円であります。

1、営業費用では、前年度より3,857万8,405円減少の6億9,599万9,310円であります。

大きく変動したものでは、(5)の減価償却費では、第1浄水場施設の整備等により、1,156万2,086円の増加、資産減耗費では、先程申し上げました理由によりまして5,176万4,111円の減少であります。

2、営業外費用は、前年度より545万4,518円減少の8,412万4,367円であります。(1)支払利息につきましては、主に上水道事業債の借換えを行なったことによる減少であります。

(2)雑支出につきましては、消費税の特定収入分であります。

特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不納額が主なものであります。

24ページから26ページに平成15年度の収益的収支明細書を節別に表しておりますのでご参照ください。

次に18ページには事業収益構成比をお示しいたしております。

④の給水原価構成については、先程の給水原価で説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

次に19ページの固定資産の取得であります。主なものでは、構築物の管工事については、総延長2,354mで9,478万1,700円の取得であります。

建設仮勘定については、三町地域及び目安地域平成16年度から工事を実施いたします。石綿管更新事業の測量設計委託業務分であります。

次に、20ページの重要な契約要旨であります。1千万以上の契約は6件であり、全て入札により実施いたしました。

次に21ページの企業債及び一時借入金の概況であります。前年度末残高が21億2,344万2,695円あります。本年度借入高は6,020万円で、上水道高料金対策の一環として上水道事業債

の借り換え措置が講じられたことにより借り換え分として4,320万円と、上水安全対策分1,700万円であり、償還高は、1億4,605万5,643円で、本年度末残高は20億3,758万7,052円であります。なお、30・31ページに借入先別明細を利率も入れて提示いたしておりますのでご参照下さい。説明は省略させていただきます。

それでは、21ページにお戻りください。

その他の会計処理に関する事項については、(ア)は消費税の関係であります。

別添の資料1で消費税試算表を添付させて頂いておりますが、これにつきましても説明につきましては省略させていただきます。

(イ)は町の一般会計から補助金及び手数料の充当について書かせていただいております。説明については省略させていただきます。

以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせて頂きます。

まず2から3ページをお開き下さい。

収益的収入及び支出についてでございます。

まず収入の水道事業収益、予算額8億3,046万8千円に対しまして、決算額は予算額にほぼ近い8億2,758万3,130円、となっております。

第1項の営業収益で、予算額7億9,241万1千円に対しまして、決算額7億9,135万1,130円。

第2項の営業外収益では、予算額3,785万7千円に対しまして、決算額3,623万2,000円で主に一般会計からの補助金であります。

第3項の特別利益では、予算額20万円に対しまして決算額はございませんでした。

次に支出でございますが、予算額8億5,985万7千円に対し、決算額8億1,724万7,560円で4,260万9,440円の不用額となっております。

第1項の営業費用では、予算額7億5011万1千円に対しまして、決算額7億1,809万1,589円で差引き3,201万9,411円の不用額で、不用額は主に動力費、県水受水費、修繕費であります。

第2項の営業外費用では、予算額9,804万6千円に対しまして、決算額9,757万8,757円であります。

第3項特別損失では、予算額170万円に対しまして、決算額157万7,214円となっております。これは、平成9年度分にかかる不納欠損が主なものであります。

次に4～5ページの資本的収入及び支出でございます。

資本的収入で予算額1億3,238万7千円に対しまして決算額1億6,216万9,100円で2,978万2,100円の増であります。

第1項の補助金では、予算・決算額同額の935万6千円であり、石綿管の更新に対する国庫補助金であります。

第2項の工事負担金では、予算額6,283万1千円に対しまして、決算額9,261万3,100円であり、2,978万2,100円の増であります。

増加の理由は水道加入分担金で見込より約1,900万円が増額となったことによるものであります。

第3項の企業債では、予算・決算額同額の6,020万円であります。高料金対策としての借換分が、4,320万円、上水安全対策として1,700万円であります。

次に、資本的支出では、予算額3億93万円に対しまして、決算額が2億8,467万4,603円であり、不用額は1,625万5,397円であります。

第1項の建設改良費では予算額1億5,482万1千円に対しまして決算額1億3,861万8,960円であります。

第2項企業債償還金では、予算額1億4,610万9千円に対しまして決算額1億4,605万5,643円であります。

また、表の欄外に書いていますように資本的収入額が資本的支出額に、不足する額1億2,250万5,503円は、消費税資本的収支調整額157万8,678円、損益勘定留保資金1億2,092万6,825円で補填したところであります。

次に6ページの損益計算書の説明を致します。

1の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他営業収益の合計で、7億5,409万4,933円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、6億9,599万9,310円であり、差引き営業利益は、5,809万5,623円であります。

次に3の営業外収益は3,622万8,676円、であり、4の支払利息等の営業外費用は8,412万4,367円であり、差引き致しますとマイナス4,789万5,691円となり、そして営業利益から営業外損失を差引き致しますと、1,019万9,932円が経常利益ということでございます。

次に特別利益は発生いたしませんでした。

次に、特別損失でございますが平成9年度分の水道料金徴収不納額等で、150万2,110円となります。

こうしたことから、平成15年度は純利益が発生し、純利益は869万7,822円であります。

次に、前年度繰越欠損金は2,068万2,845円であり、当年度純利益との差し引き額が、当年度未処理欠損金となり、1,198万5,023円であります。

次に7ページ、剰余金計算書でございますがまず利益剰余金の部で、減債積立金1,445万円、利益積立金、建設改良積立金は前年度で処分を行ない残高はございません。そうしたことから、積立金合計が1,445万円であります。

未処分利益剰余金と致しまして、前年度未処理欠損金は3,289万565円、前年度利益剰余金処分別は、1,220万7,720円、繰越欠損金年度末残高は、2,068万2,845円、3の当年度純利益は869万7,822円で、当年度未処理欠損金は、1,198

万5,023円であります。

次に、資本剰余金の部でございますが、工事負担金で、前年度末残高が29億8,076万9,529円、そして当年度発生高8,820万2952円、これは右側に記載しております工事負担金と加入分負担金でございます。当年度処分額が、153万2千円であり、この結果、本年度末残高は30億6,744万481円となります。

国庫補助金で前年度末残高1億1,346万6,190円で当年度発生高891万476円で、当年度末残高1億2,237万6,666円あります。

受贈財産評価額であります。前年度末残高5,403万9,512円に、当年度発生高2,246万6,048円で当年度末残高が7,650万5,560円となり、その結果、翌年度繰越資本剰余金は32億6,632万2,707円あります。

次に8ページの平成15年度斑鳩町水道事業欠損金処理計算書(案)であります。当年度未処理欠損金1,198万5,023円をそのまま翌年度繰越欠損金といたします。

次に、9～10ページ平成16年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず9ページの資産の部であります。有形固定資産の合計額は、中段にありますように、55億4,992万5,187円となっております。

内訳でございますが、土地4億3,354万8,784円、建物3億5,379万286円、構築物40億1,369万7,715円、機械及び装置7億553万6,523円、車両及び運搬具91万7,762円、工具器具及び備品183万7,073円、量水器2,841万7,044円、建設仮勘定1,218万円でございます。

明細については28～29ページに添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、無形固定資産として32万4,875円であり、内訳は、地上権7万4,375円と電話加入権が25万500円あります。

そうしたことから、固定資産合計は、55億5,025万62円です。

あります。

次に、2の流動資産でございますがまず現金及び預金が2億9,133万6,250円でございます。

なおペイオフ対策につきましては、一般会計、土地開発公社と協議しながら、その対応を図っているところであります。

(2)の未収金は、1億4,103万8,471円でこの内訳の主なものでございますが、37ページをご覧ください。

給水収益いわゆる料金収入で2・3月分調定分で、2月調定は4月納期・3月調定は5月納期となっていることから現年度未収金として1億1,637万4691円、過年度分176万2,624円であります。

その他の営業収益未収金81万7,556円は公共工事に伴う事務費及び通水費であります

その他営業外未収金は、1,438万5,000円で、これは緊急雇用対策の補助金であります。

工事負担金未収金は769万8,600円で、公共工事に伴う移設工事負担金であります。

9ページに戻って下さい。

(3)貯蔵品526万7,796円、これは量水器(メーター)及び修理用材料でございます。

それから保管有価証券10万円は出納事務取扱金融機関の南都銀行から担保として預かっているものであります。

これらを合わせまして流動資産合計で4億3,774万2,517円となり、資産合計が59億8,799万2579円であります。

次に10ページ 負債の部でございますが、3の固定負債では、修繕引当金200万円、4の流動負債では、未払金7,813万1,386円となっております。この内訳の主なものでございますが、37ページをご覧ください。

営業未払金は、5,200万365円で、主なものは、3月分県水受水費、電気代であります。

営業外未払金は1,433万1,300円で、消費税であります。  
その他未払金は、1,179万9,721円であります。

10ページにお戻りさい。

前受金は、28万3,486円で、これは転出等による水道料金、  
給水予納金等でございます。

それから、預り金13万9,525円であります。

また預り有価証券10万円につきましては、出納事務取扱金融機関  
の南都銀行からの担保を有価証券で預かっている分で、これらを合わ  
せまして、流動負債の合計が7,952万3,397円でございます。

そうしたことから、負債合計は、8,065万4,397円であり  
ます。

次に資本の部でございますが、自己資本金6億96万3,446円、  
これは、水道が一般会計から企業会計に切り替った時の分を資本金に  
充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分量を加え  
たものであります。

さらに借入れ資本金として、企業債20億3,758万7052  
円であります。

こうしたことから、中ほどにあります、資本金合計は、26億3,  
855万498円となります。

次に、剰余金でございますが、(1)の資本金剰余金として、工事  
負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で32億6,632万2,  
707円でございます。また、(2)の利益剰余金と致しましては、減債  
積立金1,445万円、当年度未処理欠損金が1,198万5,02  
3円であるため、利益剰余金合計は、246万4,977円でありま  
す。

そうしたことから、剰余金合計では、32億6,878万7,68  
4円であります。

資本金合計と剰余金合計を加えました資本合計は、59億733万  
8,182円となり、負債・資本合計と致しましては、59億万8,  
799万2,579円となります。

以上で平成15年度斑鳩町水道事業会計の決算書の説明とさせていただきます。

なお、最後に別添の資料7として平成26年度までの、現行での水道料使用料での財政を推計いたしておりますが、表の中ほどにある収益引く費用のいわゆる収益的収支は平成15年度は約870万円の黒字となったものの、今後も従前と同様に赤字と見込まれ、一番下の当年度補填財源、いわゆる運転資金も平成15年度では、前年度より増加していますが、来年度以降は従前と同様に毎年減少すると予測され、平成10年度では約4億円であったものが、平成20年度では、約8千万円程度となり、非常に厳しい経営状況となります。

最後になりましたが、提出議案説明にも触れさせていただいておりますが、計画的な事業計画を立てて、効果的に石綿管や塩ビ管等の老朽管を更新し、水道経営の安定化を図るべく、現在、長期的な水道事業計画を策定作業中であり、一定のまとまりが出来れば、担当常任委員会にご提示申し上げたいと考えております。

また、昨年の決算審査でもご要望のございました、水質検査の住民への周知であります。町広報誌を通して、定期的に、水質検査結果を水質の基準値とともに掲載して情報の提供に努めているところでございます。また、本日、別途資料として委員から要請のありました資料を提出致しております。2点ございます。少しご説明させていただきます。

(追加資料の説明)

上下水道  
部長

以上で平成15年度水道事業会計決算のご説明とさせていただきますが、今後も水道企業の使命であります、安全で安定的な飲料水の供給を図りながら、一方経営の効率化を念頭に置き、健全な水道企業会計に努めてまいりたい所存であります。

本決算の認定につきまして、よろしくご審議賜わりご認定いただきますようお願い申し上げます。私からのご説明とさせていただきます。よ

ろしくお願い致します。

委員長 説明が終わりました。質疑にはいる前に、午前10時45分まで休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開いたします。  
休憩前の説明につきまして質疑をお受け致します。

飯高委員 以前にも質問させていただいたんですけれども、有収率なんですけれども、過年度分に対して今回かなり94.5%という事で、努力させていただいたわけなんですけれども、町としてもこの対策というのか、町内のパトロールの徹底とか、職員に対しての漏水防止の技術の取得等とかいう事で、もう1つ更新事業という事で有収率をこういう形で上げられたと思うんですけれども、他にこういうアップされた1つの原因というのがあればちょっと教えていただきたいと思います。

上下水道  
部長 一番大きいのにつきましては、平成11年度から漏水調査というのを斑鳩町、ほぼ全域でやって参りました、毎年度。当初、最初に説明申し上げましたように、平成8年、9年相当悪い数字でしたので、やはり全体的に漏水調査を行っていく中で有収率を上げていこうという事で、毎年度実施をして参りました。当初でしたら約1千万円近い金を、経費をつぎ込みましてそういう調査をやって参りましたので、その効果が年々、年々表れてきた結果が平成15年度でこのような数字になってきたと考えております。それと公共下水道とか公共事業の関連に対しまして、水道管も中鉄管に入れてきて参りますので、公共下水道も平成4年から工事をやっておりますので、それらの効果も併行して表れているのではないかと考えております。

飯高委員 先程申し上げましたけど、漏水防止技術の取得とかいうのはあるわけですか。勉強されてるのかなと思ひまして申し上げたんですが。

上下水道  
部長 漏水防止の技術というのは特段それのような講習会等には参加しておらない、と言いますのは斑鳩町が起きてる漏水と言いますのは、いわゆる経年劣化した管が自然に折れてきているという事でございますので、勉強と言いましたら、例えば今新しく、新しく付設する場合、どんどん新たな管材料が出ておりますのでその新しい管材料、接ぎ手とかありますので、その勉強はさせていただいております。

中川委員 議案書の18ページの給水原価構成の表の中で、委託料これが前年度より713万3千円アップしてると思うんですが、この業種と713万3千円上がった内容を少し教えていただきたいと思ひます。それともう一点すいません。20ページの当初契約金額と変更契約の金額とあるんですが、約200万円上がってる業者、70万円下がってる業者、色々ありますが何故こういう増減が出たのか教えていただけますか。

上下水道  
部長 18ページの委託料、これにつきましては、管路情報、緊急雇用事業で行いました管路構築事業というのが1,438万5千円が、平成15年度で実施致しましたので、その分が増えております。それと減った分もございますけれども、差引きして713万円増えております。それと20ページでありますけれども、まずいかるがパークウェイ分につきましてはこれは約200万円程度増えております。これにつきましては当初北側に300の管を入れる分で契約いたしておりましたが、色々地元から、南側に75ミリの給水管、排水管というご要望ありましたので、それを入れましたのでその分増えております。減った分がございまして。減った分につきましては一番大きなのが、当初設計では夏から秋にかけて工事しますので、仮設管に耐熱材を巻くよ

うに設計しておりました。昨年度、気温の関係でその必要はなくなったと、それについては必要なくなったのでその分は減額させていただきました。それが大きなものです。

中川委員 昨日の助役さんの答弁で、入札した発注工事、入札した時点での問題が生じるから原則として契約変更はあり得ないと、職員に言っているという答弁いただきましたが、この水道管の工事に関してはきっちりと75ミリの管が増えたから、200万円追加工事として契約変更しましょうときっちりしてくれてはりますやろ、これ、昨日の答弁とこの違いは何か。

助 役 私は町長部局の方で事業を執行する場合については、やはり契約変更という事は認めない、これが原則であるという事は言っております。と言いますのはやはり色々な問題がございまして、当初から契約変更をできるような事にすれば、他にもっと有利な条件で入札したのものがあるかも分からない、このように思います。また、昨日の一般質問にもお答えしましたように、若干微妙な状況での変更はあると思うんです。これはやむを得ないと思います。ただ、大きな変更、水道の方でやっている事については私も決裁はしておりませんので、分りませんが、一般的に考えれば20m減った、30m減った、切りましょう、また、増やしましょう、という事になれば、そんなに有利な条件だったら私にもさせてほしいという業者も出てくる可能性あります。現実には。当初契約時において、入札時において。そういう事がないように、きちっとした中で設計してやらない事には、単なる絵を描いてやるという事になれば、あくまでの入札を行う原則から考えてみた場合、大きな問題が生じるのではないかと、いう事を私は考えてます。ただ、水道の方でどういう形でこういう風な事になっているのかちょっと分からないんですが、随意契約の場合は一般的にそうする場合があると思うんですが、入札をした場合には先程言いましたように、例えば増額が目に見えているような状態で入札することは、業者はもっといい

条件で入札する、という事があるかもしれない、そういう事から考えた場合、変更は望ましいものではないと私は判断しています。

中川委員 助役さん言われるように、設計変更がないように、当初からきちっとした設計できちっとした管理のもとでそのまま設計通り完工したらそれが一番いいんですよ。ところが設計の段階で調査ミスなのか何なのか、設計業者のミスか分かりませんが、地元要望も入ってきますけど、その工事の契約以外のものが出て来た。それはやはりこうして水道部でもらっているように、変更してやはり追加でしたものは追加で払う、減ったものは減額する、私はそういうところをきちっとしてもらった方がいいのではないかと、それは私の考えですけどね、助役さんの考えもありますけれど。

助 役 今おっしゃるように、昨日の一般質問でもあくまでも変更契約でなく、追加工事は問題ないと私も考えています。変更というのは入札して契約して、その中での仕様に基づいて、その中の仕様が変わってくるというのは変更になりますけれども、あくまでも30m、40m増えた、それをするのは変更でなく追加工事と、わたしは解釈しております。当然町としても、場合によっては変更は認めざるを得ないこともあると、昨日もそういう答弁したつもりでございますので、そこらご理解願いたいと思います。

委員長 私の方から今の質疑の中の関連で。先程池田部長が、減額になっている部分については施工方法の変更と言うんですか、気温が予想してたのより、そういう措置をしなくてもその管は持つという事で発注された後で、そういう施工方法をしなくてもよくなったので、という事を言われたように思うんですが、私は技術的な事は分かりませんが、それこそ今の中川委員と助役さんとの話の中のポイントではないか、と私は感じてるんです。と言いますのはそれこそ設計の段階で気温なんてものは急に上がったり下がったりするものではないし、その

施工場所の気温だけが変わったものでもないだろうし、その点についてもう少し詳細に説明していただけますか。

上下水道  
部長

真夏に工事を行う場合ですけれども、冬に工事を行う場合、仮設配水管を行います。本管を入れ替える為に。それは当然道の上に出してきますので露出しておきますので、暑くなったら温度は上がりすぎますので、断熱材をいれてもらいます。冬になりましたら凍りますので、凍らない為の断熱材を巻いてきます。当初の設計の時に、実際に設計しないで相当前から設計して参りますので、その設計を入れたままでうちは入札したわけなんです。施工する段階になってこれはやっぱり必要ないと判断させていただきましたので、巻く必要はないという事でその分はカットさせていただいたという事です。極端な話、それを言って急にまた温度が上がってくる場合とか下がる場合がありますやんか、その場合だったら急きょ巻く場合もございますので、それはご理解いただきたいと思います。

中川委員

設計する段階には部長の答弁のように、暑い時期に設計したら巻く、寒い時期に設計したら巻くという答弁分かりますけれども、だいたい実際に施工する季節、はなから分かって設計しているのではないですか。

上下水道  
部長

分かって設計しておりますけれども、平成15年度に工事した分については、あえて巻く必要がなかったという判断をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。当時の設計通りいっただら楽ですけれども、気温を見る中で巻くところまでの必要はなかったという事で、あえて言えばその分については工事費が安くなりますし、その分の材料費も当然安くなって参りますので、断熱材の。全体的に経費を抑えるという事でご理解いただきたいと思います。

委員長

委員長でこれを言い出すのはおかしいんですけどね、やっぱりちょ

つと今の部長の答弁では理解しにくいと思うんです。設計の段階とかね、発注する時期、例えば何かの事情で夏に発注してあって、施工がどうしてもできなかった。だから季節のいい時にやったから、温度が上がらないようにする方法がいらなくなったと。発注してね、その時点で一番そういうものが要らない時に発注できたら、これは要らないんだという事で当初から外しておくべきだと思うんです。そこが先程助役さんがおっしゃった事と一致するのではないのかな。施工業者にとってみても、例えばこれだったら70万円減ってるのかな、そういう事で、例えば業者にしても落札した限り、そのものを用意しているかも分かりません。だけど施工していく段階で要らなくなったからと言ってカットしてしまうという事は業者にとってもそれだけストックをさせるわけだから、内容は分かりませんが、そこらは今後十分気を付けて発注、入札をするという事を当然やっていってもらわなければいけないと思います。

助 役 水道の方で凍結をする事を予想した設計という事で、それが凍結をしないような気候になれば当然防護策というのは要らないと思います。そういう事の変更は確かに生じるわけですが、そうした場合には変更が生じたらその分だけを直すとか色々な事をしなければ、業者はあくまでも一定の仕様に基づいてそれを請負契約していますから、当然業者からも苦情がくると思います。そこらをやはり今後十分検討しながら、町長部局の発注と水道からの発注、これは同じでございますので、そういう事は十分注意しながら我々としても水道との協議の中で、誰が見ても適切に行われている、という事で対応して参りたいと思います。

三木委員 私も16ページの有収率の問題の所で0.6%という事で増えております。それに関して先程図面上でご指摘いただきました15年度の配水管修理位置図という事ですが、平成13年が26ヶ所、14年が31ヶ所、15年が25ヶ所という風に聞いておりますが、これ以外

に小さい所もあるという事ですので、質問はまとめて言いますので分かる範囲で教えていただきたいと思います。大きな、特に水漏れですね、工事に際しての、給水管の老朽だったり水漏れとかあると思います。その箇所ですね、何ヶ所くらいあるのか。それとその水が出た時の、15年度でもいいんですが、水の量ですね、リューベ数がどの位なのか、それを金額に直すとどれ位になるのか、その出た金額はどういう費用負担になっているのか。それとそれに関わった指定業者がいるわけですが、指定業者は当然会社自体の免許は持っているでしょうけれども、それに携わる職人の方ですね、そういった方々の免許なり技術的なものですね、私よく分かりませんが、1級2級とかあるかどうかですね、もしくは職員の熟練でやってらっしゃるのかどうか。もう1つはやはりそういう事が起るという事は、町が管理してるわけですから、町の管理が徹底してるかどうか、人の問題、以前にやった業者はどこか確認、前やった所の図面を持って的確に指示しているかどうか、という事ですね。そういった事についてお尋ねします。

上水道課  
長

15年度の配水管修理という事で位置図を提示させていただいております。箇所につきましてはここに提示させていただいておりますように、大きい箇所では25ヶ所ございます。15年度全体の箇所で160ヶ所でございます。そのうち大きい管につきましては、この図面に提示させていただいております25ヶ所でございます。金額という事なんですけれども、この25ヶ所に関わる補修工事といたしましては、約350万円、正確には349万8千円かかっております、25ヶ所で。水の量、推計ですけれども、突発に出た場合は三井の浄水場の所で分かりますけれども、ただ、普段通り出てる場合、補修の場合にも色々ありますけれども、ちよろちよろ出てる場合には水路の推測しにくいわけです。例を出しますと大きい管で阿波3丁目の方で200の管が割れた場合がございます。この場合は推測で約900トンほど流れておりました。そういう事は分かりますけれども、それ以外の分についてはなかなか補修160ヶ所させていただいてる中ではいろん

な修理がありますので、水量の把握は出来ない場合が多々ありますので、その辺はご了解いただきたいと思います。指定業者についてでございます。修理の指定業者という事ですけども、この業者につきましては、給水装置の町の指定業者でございますので、当然それを取得した業者が修理に携わっていますし、また西部水道という3町、斑鳩と三郷町、王寺町の3町で行っている指定業者もやっております。町の管理という事ですけども、当然町も巡回指導もさせていただき中、また漏水につきましては、今現在、図面町に提示しております配水管図面でその場所が分かりますのでそれに基づきまして指示をさせていただき、すぐ止めて補修できるような体制、また断水等につきましては、給水所をすぐ配置できるような体制を整わせていただいて、すぐ補修にかかれる体制、また業者につきましては当然当番業者もおりますので、それに基づいて各担当が手配するようにいたしておりますので、その辺よろしくをお願いします。

三木委員 私の今の質問で2つばかりお答えいただけてないんですが、1つは水が出た量については把握しきれないという事ですが、多い所では200ミリの管で900リューベ出たという事で全体を把握できないという事ですが、その出た350万円の費用ですね、どこが負担するのかという事をお答えいただけてないという事と、もう1つは職人の免許持ってる店の事を聞きましたけれども、それに携わる人ですね、職人さんですね、この方々の技術的なものはあるのかどうか、という点についてもう一度お願いします。

上水道課長 申し訳ございません。修理の負担につきましては当然町が負担させていただいております。それと水道の技術者という事ですけども、免許は業者につきましては当然指定させていただいておりますので、配管技工の技術免許、資格。配管技能の免許を持って携わっておりますのでよろしくをお願いします。

三木委員

と言う事は、店は当然、水道工事するための指定は、免許持ってるわけですが、職人がそういった免許を持ってるかという。今、配管の免許云々という事をおっしゃってましたけれども、持ってるだろうと思いますけれどももう一度お答えいただきたいというのと、やはり管理面という事になるわけですが、水道の業者がやり、町の水道課の方が管理に立会っていつてるわけですね。対応は当番制で云々というもの分かるわけですが、要はそういう事が起らない事が大事なわけです。という事は事前に、さあ工事を行う、という時にそれだけのものを、きちっとした資料を持ってその現場に立会って指導しているかどうかという事が私は問題だと思うんですね。そういう事によってこういった修理という部分では古い、老朽化したやつを替えていくというのは分かるんですが、その際の事故というか、それが怖いわけであって、その辺の所がないようにするにはやはり事前に町としてきちっと調べた上で現場に向っているかどうかという事をお尋ねしておきます。

上下水道  
部長

質問の主旨が全て理解できてないと思うんですけど、まず漏水管の事故につきましては、自然的に発生するものでございまして、人為的ではまずない、という事をご理解願いたいと思います。昭和30年代前半から配水管を伏せておりますので、それが劣化した為に土の中で自然に割れるという事で、人為的ではない事をまずご理解願いたいと思います。管理の徹底につきましては、先程申し上げておりますように、漏水管の調査を年に1回やっておりますので、これについて漏水を未然に防ぐか、事前に少しずつ漏れてる分ありますので、その分を本管が破裂する前に発見している、それを補修して漏水の事故を少なくしているという事をご理解願いたいと思います。次に修理人ですけれども、当然代理される業者については配管工をもった職員も配置しております。その時について来る、例えば職人さんについては持っていない方も来られる場合も、何名か来られた時にありますので、それはご理解いただきたいと思います。町の管理の徹底はそういう事でご理

解願いたいと思います。全ての管について斑鳩町でなくて、どの水道も一緒だと思うんですけど、その為に古い分から随時更新をかけてやってくる。また、公共下水道に合わせて、それをより強い管に全て替えていっているという事でご理解願いたいと思います。

三木委員 分かりました。一応私が申し上げているのは、工事に携わった時に人為的な事で起るという事を前提に申し上げております。ですからその辺の所の水道会社の技術者、町の管理者の方を徹底していただきたいという事ですのでよろしくお願いします。

助 役 一般的に答弁させていただきますと、当然業者がその工事を施工する上において工事公害、人身的事故を含めてそのような事が起らないよう、十分とした体制をもって工程管理を行うというのが原則でございます。町といたしましては年に1回、工事公害、人身事故も含めた中での対応についての講習を行っています。相手は業者を集めて講習やってます。そういう中で労働基準局の関係者の方も来てもらいながら、適切な説明をする、また指導するという事をやってるわけです。それを十分と業者側は受けて、ご指摘のような事故というのが起らないように対応していく。当然業者側としてもそういう事故、人身事故が起これば業者側での営業に大きな不利益を来すわけですね、指名停止と。そういう事は絶対しないように、業者側も十分認識しているのが状況でございます。斑鳩町においても人身事故がありました。そういう時については業者に大きなペナルティをかけておりますので、やっぱりその業者としては今後絶対そのような事を起こさないように取り組んでいる事は事実でございます。そういう事で業者はやっぱり適切な施工の中で工事をしているという事でご理解願ったらどうかと思います。

委員長 他にございませんか。

里川委員

幾つかお尋ねしたいことがあるんですが、まず、会計上の基本的なことでちょっとお尋ねを2点ほど、まずさせていただきたいと思いますが、以前に、今、合併問題も進んでいることから、7町の水道決算の比較をした決算書の状況が出たことがあるんです。その時に営業外収益のところ、国庫補助金と県補助金という項目があったんです。これまで水道の会計を見る中で、国庫補助金については、今回もいろいろ説明をされる中で、国庫補助金については一定の理解をしてきた訳なんです、県補助金については分かり難いなど。ところが、県補助金について上牧町あたりでは14年度にご利用なさっているということから、一体、この県補助金に該当する、水道の企業会計の中で、県補助金に該当するようなものは何なんだろうというのが、非常に疑問に思っていたので、会計上の基本的な問題なんですが、公営企業会計が県補助金を取るというようなケースというのは、どういう場合なのかなど、今まで斑鳩町にはなかったように、私も思っておりますので、ちょっとその部分を知りたいなというのが1点と、もう1点については、県水の契約水量の問題なんですが、先ほどの説明では、15年度228万トンの契約の中で、229,605立方メートルを受水したということですが、これまで県水の契約については、割と契約水量を下回っていて、下回る場合、県に対して支払う金額の問題、こういう問題がよく決算の中でも委員さんから話がでていたと思うんですが、15年度は契約水量を若干、上回っているというようなことがあるんですが、この県水の契約水量の在り方、そして、それを下回ったときに県に対して支払う金額、こういうものとか、契約の単価の問題、この実質的に自己水と県水の原価の計算というのはされておったと思います。資料の方で、損益分岐点の分析表を見ましたら、県水比、自己水比ということで、出していただけてます単価の方。自己水の単価は非常に低いのですが、県水の単価、結構高いのですが、この単価というのが、県へ払う時の契約の関係との中でどんな風になっているのかというのが、分かりにくいものですから、会計上の基本的な問題で申し訳ないのですが、その2点お尋ねをしておきたいと思います。

上下水道  
部長 第1点目の県補助金ですが、確かに上牧町が受けておられます。ちょっと、勉強不足で悪いのですが、どういう補助金か承知いたしておりませんので、問い合わせしておりますので、少しお待ちください。

2点目の県水の関係です。1立方メートルあたり、消費税抜きで145円です。県の単価は1立方メートルあたり、145円となっております。

それと、年間の契約水量を、例えば200万トンで契約して、冷夏などで180万トンしか使わなかったと、少なくなります。この場合でも契約水量については支払っていくということになっておりますので、町としては、もったいないので、常に契約水量でいけるようにしたいと考えております。ただ、その年によりまして、井戸が悪くなる、長期間におきまして悪くなる場合がありますので、その場合、足りませんので、契約水量以外に、県にお願いして余分に送ってもらいます。それは随時調整させていただいております。ご理解いただきたいと思えます。

県水の単価はそういうことをご理解いただきたいと思えます。

里川委員 1点目についてはまた、後程お願いしたいと思えます。決算の審査をする上において、そういう項目についての認識を持っておきたいと思ったので質問させていただいたのです。

続きまして、先ほどから有収率とかの問題がでてます。以前から申し上げてきて、本当によく頑張っていると思えます。よく頑張っているんですが、それでも、かなり漏水箇所があるという状況なんです。今後も努力をしていっていただきたいと思うのですが、そういった中で緊急雇用対策事業で行われました管路情報構築事業、情報を構築する中で、斑鳩町の中でどういうふうに管路が通っているかという、それをコンピューターで処理する。今まで紙に書かれていたものをコンピューターで処理するというので、やって来られたと思うのですが、この情報というのは、布設年度、管の材質、

鋳鉄管に替わっているところ、塩ビのまま、石綿管の状態とか、そういう管の種類であるとか、それから布設の年度とか、こういった事も併せて、情報構築の中にきちんと入れられているのかどうか、そのところ、以前に私もよう確認してなかったもので、この機会に確認をしたいと思うのですが。

上水道課長 緊急地域雇用創出特別補助金について、15年度にさせていただきました。今、おっしゃったとおり、管種と口径、これにつきましては、当然我々としても、その中へ入れなくてはならないと考えております。

里川委員 管の種類や布設の年度などは、委員皆さんがご心配なさっている有収率の問題にも繋がっていく、漏水問題に繋がっていく問題だと思います。折角、その事業をされましたので、より有効になるように活用をしていっていただきたいと思っております。

委員長 不納欠損の問題ですが、不納欠損は、この間に、本当に短期間の間に非常に金額が大きくなってきていると思っております。毎年度、非常に額が伸びてきておりますけれども、これにつきましても、担当の方としても困難だろうなというのは非常によく理解ができるんです。破産などでの金額が非常に大きくなっているように思いますので、今の経済状況を反映して、こんな事になっているのだらうと思うのですが、この事について今後の見込みというのですか、この不納欠損についても担当の方ほどの様に見込んでおられるのか、これもう、かなりのスピードで増えてきてますけれども、ちょっと斑鳩町内の企業の状況とかそういうのを踏まえた中で、今後の不納欠損の動向について、どの様にお考えになっているかをお尋ねしておきたいと思っております。

上下水道部長 まず、先ほどお尋ねの県補助金ですが、上牧町に問い合わせたところ、平成14年度決算統計にでていたのですが、これは緊急雇用の補助金を県補助金としていれているということらしいです。

斑鳩町の場合でしたら、14年度は採っておりませんでした、1

5年で緊急雇用採っております。それは決算統計上、国庫補助金にいられております。それがなぜ県補助金に入っているか理解できないのですが、緊急雇用を県補助金に入れているということをお願いします。

不納欠損ですが、別添の資料6をご覧くださいと思います。

(1)では不納欠損、平成15年度決算で不納欠損させていただいた部分について、こういう理由ですと書いて出させていただいております。その内、破産分が2件で816,051円となっております。上が不明分です。今後の動向ですが、今現在過年度分未収金として(2)で書いております。平成10年度では不明分83,000円、これが来年度、16年度欠損になってこようかと考えております。平成11年でも9万円、12年も不明と破産併せて、12万円、13年で約12万円。10から13については発生するがそれほど大きな金額にはなっておりません。ただ、14年度につきましては、破産がございましたので、大きな金額がでてまいります。以上が現在推計出来るものとして考えております。

里川委員

不納欠損の額が増えるというのは、いわば不納になった分が住民の方々にも負担になってしまう様な状況も考えられますので、何とか不納欠損の額が少ないほうが、企業にとってはいいことであろうという風には思いますが、その状況については担当としても仕方ないところはあるだろうということは理解しておりますが、料金の滞納状況につきましても、出来るだけ、滞納を長引かせて、長引かせて、している間に、破産なってしまったとか、長引かせている間に、どこか行ってしまわれたとか、というようなことになって、不納になる額が増えるとか、いうことを避ける意味でも極力徴収について、大変だろうと思いますが、早いうちに、月の遅れがたくさんにならないうちに、徴収のほう、努力していただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思います。

前段の県の補助金ですが、通常の公営企業会計の中で、県補助金というのは取るケースというのはないと考えたらいいという理解でよろ

しいですね。分かりました。

それと、今後、下水道の工事、今回6本入札がありまして、秋に、私総括質疑させていただいたときに、秋にも6本の下水道工事を行うということでした。この時にも併せて、水道工事の方もやる予定はたっているのかどうかということについても、確認をさせていただきたいという風に思います。

上水道課長 16年度、下水道事業の工事の発注がございます。それに併せて、水道管も埋設しておりますので、仮設、本設とも同時に施工したいと考えておりますので、16年度で発注も予定させていただいております。よろしく申し上げます。

里川委員 工事、大変だろうと思いますが、安全に気を付けていただきまして、住民に危険のないようお願いをしておきたいと思います。

それと西の山の周辺で、今年に入ってから、早朝に断水が1回あったと思うんです。先ほどの説明の中で、災害に強い施工をしたループ化とかいうことで、部長の説明がありましたが、水道決算の委員会でするので、きちっと西の山周辺の断水に陥った原因とか、その対応であるとか、その事で費用が係ったのかどうかということについて、確認をさせていただきたいと思います。

上水道課長 里川委員もご存じのとおり、16年度に入ってからだと認識しております。北庄の方で断水がございました。早朝、食事前だと思います。200ミリの本管が劣化により、破裂したということで、特に西の山地区につきましては高い場所でございます。管につきましては、当然その管が、出水しているということですので、低いところで破裂しましたので、そこへ向かって、西の山地区のほうが出にくくなったということ、まず、そこから、電話が入って、我々も分かったわけですが、その辺についても、即座に給水車を配置させていただき、早朝のことですので、給水に当たったわけでございます。今後、そういうことの

ないように、仕切弁等で配置させていただき、ループ化、今現在、なっておりますので、仕切弁で配置させていただきました。そういうことでよろしくをお願いします。

里川委員 その為に災害に強いという意味で、ループ化などの施工をしていただいていると、いうことでいいわけですね。

今後も水というのは生きていく上で重要なものですので、そういった不便のないようにしていただきたいと思います。

もう1点だけ、確認をさせていただきたいのですが、先ほど、監査委員さんの方からも滞納についてのご意見があったと思います。現在、督促、催告、訪問催告、停水予告、停水の順序に従って努力しているんだという風に聞いていると。監査委員さんも、何とか努力しないといけないという様なことをおっしゃっておった訳なんですけど、この問題の中では、先ほど不納欠損の問題の意見も申し上げましたけれども、以前に若い親子の方が餓死をされていて、それをなかなか見つけれなかったというような事件が起こったときに、水道事業者、電気事業者、料金が払われてない状態の中で、生活保護を返って受けている方は、生活保護費も毎月持っていかれるし、一定の行政との関わりがあるわけなんですけど、生活保護基準にも満たないけれども、生活保護も受けていないという方が、本当に生活に困っておられるような状況の中で、水道代を払えていないというような状況があるやも分かりません。そういうことから、出来るだけ、督促をする場合、催告をする場合でも、極力、何か相談があったら、行政へどうぞ相談していただきみたいなことを、督促をする場合でも付け加えていただきたいというようなことを申し上げてきた経過もあったんですけど、ここには訪問催告ということも書いていただいています。そういう順序でやっていただいているということもありますけど、こんな経済状況の中、また、高齢化が進む中、生活保護を受けずに、生活保護基準以下のご収入で、生活をされているという状況が斑鳩町においても、今後もまだ、増え続けてくるのではないかなということを非常に心配しておりますの

で、そういう事件性に繋がるような状況のない様なことで、水道の方も滞納の中に、どういう種類の滞納なのか、当然悪質な滞納であればしっかりしてもらわないといけません、公営企業会計としての使命として、そういった、生活の状況の見極めみたいなものも、極力、努めてやっていただきたい、そして、大変な状況であれば、相談してください、相談載りますよということで、それが福祉課との連携になるのかどうか、という問題がありますが、そういう連携を取っていただいてという。そのことは何年か前に起こった事件の時に申し上げたことがあると思いますが、ここちょっと暫く、こういう問題、私も言ってなかった、今回は特にこのことについて、十分ご留意いただきたいと言うことを再度強く求めておきたいという風に思うのですが、それについて答弁いただきたいと思います。

上水道課長 水道料金の滞納ということですが、先ほども委員さんからおっしゃいましたように、督促、催告、訪問催告、停水予告、停水、こういう順序で進めさせていただいております。その中で、特に訪問催告を我々重視させていただいております。そこに出向いて、直接会って、お話を聞かせていただくということで、私自身も訪問催告させていただいておりますので、そういうご家庭へ行って聞いたこともございます。そういう事情もございますので、その辺は十分判断させていただき、ご回答もさせていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

里川委員 課長から答弁いただきましたが、今後、町長部局の方との連携というのもきちんと取っていただき、そういうお困りの状況のある中で、こういうご家庭で、こういう状況があるということの中で、何とか連携を取って、生活保護が必要なのか、それともお年寄りでも何も分からないまま、何かの手続きをしないとイケないが何も分からないまま、お金がない、苦しい状態だとか、そういうことにならないように、特に今後気を付けていていただきたい、行政として気を付けなければならない点ではないかなと、まだ、そういう権利擁護の問題とか、青

年後見人制度とか、そういったものも確立されておらない、なかなか、利用がないという状況の中でも高齢化が進みつつありますので、それと、非常に若いお母さんがそういう知識がないとか、いろんな問題があると思うのですが、今後はそういう問題にも町長部局との連携というの、きちっとやっていっていただけるよう強く求めておきたいという風をお願いいたします。

委員長 他に。

坂口委員 有収率を上げていただくために、毎年漏水調査をしていただいているんですけども、先日その調査中に管に穴を開けてしまったという事故ありましたけども、15年度はそういう事故があったのかどうか、お聞きしたいのですが。

上下水道部長 15年度は漏水調査を行う中で、そういう事故はございませんでした。

坂口委員 つい先日あったばかりなので、今後調査には十分注意していただいて、そういう事故のないように、断水が起こっておりますので、調査には十分注意していただくようお願いしておきたいと思います。

委員長 ちょっと報告してください。

上下水道部長 5月だったと思います。漏水調査をするために、漏水調査員、これは専門ですが、音を聞くために、検査棒を突っ込むんです。大概、100ミリの石綿管ですので、ほぼ1メートル以上土中に入っておるものと思い、80センチくらいの所で当たった訳です。80センチの所で当たりましたので、穴が空いた。その為に本管が、穴が空いたために、一時的に、30分程度ですが、断水させて、復旧はしましたが、そういう特異な例でしたが、調査中に漏水があってはならないですの

で、十分、業者の方に注意しておきました。今後、ないようにしたい  
と思いますので、よろしくお願いします。

嶋田委員 単純にお尋ねします。9ページの括弧書き2の無形固定資産の地上  
権、これは何ですか。

上水道課 場所につきましては、龍田西3丁目の西の山住宅です。以前持って  
長 おられたのが、小林住宅産業㈱です。所有者に地上権の設定のために  
支払った対価を整理するということで、支払った金額、それを何年間  
かで整理していくということで、13年5月に小林住宅産業から地上  
権を設定させていただいたということです。200ミリの铸铁管が入  
っておりまして、80センチの7.3メートル、5.84平米を地上  
権設定させていただいております。

嶋田委員 地上権は町が設定したわけですか。

上水道課 そうです。

長

嶋田委員 私有地に斑鳩町が地上権を設定した、その対価を支払っている  
ということですか。

上水道課 そうです。

長

上下水道 28, 9ページをご覧いただきたいと思います。無形固定資産に地  
部長 上権というのがございます。今、水田課長が申しあげましたように、  
当初契約がありまして、毎年減価償却をしていきまして、その後の年  
度末現在高が載ってまいります。当初は123, 959円です。それ  
が、減価償却をしていきますので、その後の金額が、年度末残高とし  
てここに地上権として載ってまいります。

場所については水田課長が申しあげました西の山住宅です。

嶋田委員 減価償却が終わった時点では、どうなるわけですか。

上下水道  
部長 地上権はそのまま生きてまいります。

嶋田委員 所有権は別なわけですか。ただ、地上権を設定しただけ。そこら辺がちょっと理解できないんですけども。

委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 43 分 休憩)

(午前 11 時 44 分 再開)

委員長 再開します。

上下水道  
部長 最初課長が申しあげました小林住宅地内の敷地の中で、当初業者が持っておりましたところに配水管が入っておりまして、その用地についてその業者が個人に売却するについて、配水管を除去するとなったら水道経営上、困るということで、先に地上権を設定させていただいて、その分について5年間で償却をかけております。減価償却後の金額が74,375円としてここに計上させていただいておるということでございます。

委員長 他にございませんか。

飯高委員 老朽管の更新事業なんですけど、平成16年、単年度で1,130メートルということですが、個々の場所、延長をお聞きしたいのと、未改良の部分の延長が、約10キロぐらいあるんですけど、これは平成17,18という形の中で、地域は設定はされているのかどうか、お聞きしたいです。

委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午前 11 時 48 分 再開)

委員長 再開します。

上下水道 部長 まず、水道単独とする部分が約半分ございます。水道単独とする部分につきましては、目安地域がございます。三町地域は、下水と両方ですが、下水もしますし、水道単独とする工区ございます。ですから、三町と目安、それと岡本地域でございます。岡本、新池の北側と、今、工事を発注した分がございます。それと十楽がございます。その分で 1, 130メートルとなってきます。

平成17年度以降ですが、それにつきましては今、検討中ですので、ここでご答弁させていただくのは、まだ、差し控えさせていただきたいと思います。基本的に今年度をしておりますので、それに引き続きやっていくということでございます。

それと、西に行きましたら、幸進町等につきましても、あの団地は一体的に石綿管になっておりますので、これらの調査もまた入ってこようと思いますが、それらを考えまして、後、約11キロ残っておりますので、全体計画立ててやっていきたいと思っております。

飯高委員 町内を回る中において、地域で、石綿管の状況があつて、いつ、更新されるのかと聞かれる場合がある。先においてはなかなか、分からないけども、少なくとも5年先において、分かるような形で計画できれば、されておったら周知できるのかなと思ひまして、質問した訳なんですけれども。

委員長 他、ございませんか。

委員長

そうしましたら、2点ほど聞かせていただきたいと思います。  
監査委員さんの意見書の中で、各委員さんも有収率については、いろいろ、評価も意見もおっしゃってますが、監査委員さんがメーターによっても有収率に影響あると、ちょっと疑問があるんだけどということで、そういう風に、例えば、監査の時にそういう答弁をされたのかなと思っておるんですが、以前にも、有収率、私の記憶の中には、有収率の低下していたときに、メーターのことでいろいろおっしゃったと思うんです。だから、メーターの付け替えをやって行かなければ、有収率が上がらないという、過去の決算の時に話があったと思うのですが、メーターについての、有収率に対しては余り影響がないと思うんですが、その点はどうなんですか。実際のところ。

上下水道  
部長

メーターについては8年でどの市町村でも取り替えておりますので、これはどの市町村も条件は一緒だと考えてまいります。監査委員さんが言われたのは、例えば、1年目のメーターと7年目のメーターと、若干違うのではと、それも若干影響があるのでは、という意味で言われたと思います。敢えて、監査意見には書いてないと思うのですが、町といたしましては、全国的な比較をする中では、どの町も8年間で比較をしておりますので、ベースとしては一緒であると認識しております。

委員長

当時、メーターで有収率が低下して来るんだというような、確かそういう話も聞いたと思いますし、どれぐらいの影響があるのかなと思いつつながら疑問に思っておったんです。漏水管の調査ということで、顕著に出てきていると。当初、この漏水管調査もあまり効果ないのかなと、私自身は考えておったのですが、こうして数字に出されたり、施工されている状態を聞かせてもらったら、漏水調査というのは今後も必要だと思いますので、よろしく願いいたしておきます。

それと、最後に、纏めの中で、結びですか、10ページ、意見書の

中で、中段に、まさしく、こういう事で、監査委員さんも極めて遺憾であると。はっきりいって、不適正であるという結論を出すべきだったのかなというような感じにもおっしゃってましたが、こういう事が精一杯であって、最終的に、ともかく、配水管の実在性については、可及的速やかに追跡を行い、実態に合わせる処理をすべきであるという、意見として申されておられますし、こういう事はまさしく、会計上もそうだし、企業としての重大なことだと、私も実感します。監査を受けられて、意見書をいただいたという段階でね、水道部としてはどのように、まだ日も浅いのですが、どのように対処していこうとされているのか、お答え願いたいと思います。

上下水道  
部長

資産減耗費の計上につきまして、これにつきましては平成10年度ぐらいから監査の中でも指摘があったらしいです。といいますのは、以前に工事をして、存在しない、管を入れ替えているのに、まだ、ダブルで管が残っていると、そういう配水管が相当あるのではないかとということで、監査で指摘があったらしく、そのために存在しない固定資産、特に過去の更新工事によりまして配水管を入れ替えしたものの、撤去した配水管がまだ台帳に残っておるといのがございます。そうした中で、平成11年度から順次、担当者によりまして、毎年度、順次、処理を行ってきていると聞いております。平成15年度もしておりますけども、まだ水道として把握しておるのが、まだ1,200万円、監査の結果にありますように、こういうものがございます。それと、これ以上にあると思いますので、まず、今現在把握している分につきましては、平成16年度予算、年度末終了の時期ぐらいに補正予算を組みまして、この1,200万を処理していくのと同時に、随時、担当者ももっとあるのではということで、台帳の整理をしておりますので、それで処理をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、指摘を受けてから、以前から相当経っておりますので、順次処理をしていくのが当然であると考えておりますので、順次調査をしていきたいと考えております。

委員長 調査の方法とかいうのは、具体的にどのように思っているのか。

上下水道  
部長 調査の方法につきましては、まず、古い管路台帳がございます。そうした中で、例えば、15年前に、配水管の入れ替えをしていると、それなのに、その台帳に固定資産の管が残っておれば、古い方は、除去するという、あくまでも経験的なものでやっておりますので。それと、今、管路情報の構築をしておりますが、それができた段階で、2つ入ってきたらおかしいので、1つを撤去していくと、言う具合にやって行きたいと考えております。

委員長 決算の委員会であれですが、担当の常任委員会で当然そういうことも話されてるかと思うのですが、部長が言うように、管路情報構築の事業をしておられるのだから、当然、そういうことが出て来るんだということにもなるし、水田課長が言っているように、その情報を今集めているというだけですので、以前にも、当時、おられなかったけど、建水の委員会で、古川市へも視察に行って、その時の視察のことが全然反映されていないと思うのです。大分、古い話なんです。だから、それらはね、あそこは出来るから出来たんだというような考え方で行ってもらったら、当時の担当は、今、合併協議会へ行っている山崎補佐だと思うんです。もう、何年も前ですけどね、同じことをずっと、繰り返しているんじゃないかなと、そのように、今、感じましたので、もう一度しっかりと、企業としてのしっかりした考え方持っていったらいいと、そのように思いますので、申し上げておきます。

他に、ございませんか。

( 質疑なし )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
とりまとめのため暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 58 分 休憩)

(午前 11 時 59 分 再開)

委員長 再開します。

お諮りいたします。認定第 2 号、平成 15 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって認定第 2 号、平成 15 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長 本日の審査結果の報告については、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それではそのように取り計らってまいります。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

( 助役あいさつ )

委員長 以上をもって本会議から付託を受けました議案についての審議は総て終了いたしました。

皆さんには早朝から、慎重審議をいただきどうもありがとうございました。

これをもって、水道決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後12時2分 閉会)